

武豊町無電柱化推進計画

2021 年(令和 3 年)10 月

武豊町

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が2016年（平成28年）に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、都道府県（市町村）の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県（市町村）無電柱推進計画の策定を都道府県（市町村）の努力義務として規定している。

武豊町は、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震の被害が想定される地域であることから、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に係る新たな被害想定などを踏まえ、地震から町民の生命・財産を守る強靱なまちづくりを目指し検討を進めている。その防災対策の手法の一つに無電柱化の推進が挙げられる。

本計画は、無電柱化法に基づく武豊町無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 武豊町における無電柱化の現状

武豊町においては、現在、無電柱化されている区間はない。

しかし、現在施工中である、第二次緊急輸送用道路に指定されている主要地方道武豊小鈴谷線（都市計画道路武豊港線）の道路拡幅工事に隣接して、知多都市計画事業知多武豊駅東土地区画整理事業（令和9年度完了予定）も現在施行中であり、同事業区域内においても一体的に無電柱化を行うことで、災害時への対応整備、景観の高質化を求める声が高まっている。

2) 無電柱化の課題

無電柱化事業の整備促進には、多くの課題が生じる。武豊町は、南海トラフ地震による被害想定区域であることを踏まえると早急な対応が求められる。

① 高額な整備費用の縮減

電線共同溝の整備をはじめとした無電柱化には多額の費用がかかるため、費用の縮減および低コスト化手法の適用が無電柱化事業を実施する上で大きな課題となっている。

国土交通省資料によると、電線共同溝の整備費用は、施設整備延長1kmあたり5.3億円（道路管理者負担額：3.5億円/km、電線管理者負担額：1.8億円/km）と算出しており、道路管理者及び電線管理者ともに大きな負担となっている。

そのため、国や愛知県と情報共有を行いながら、電線管理者と調整し、低コスト手法の採用を検討し、無電柱化整備費用の縮減を図る。

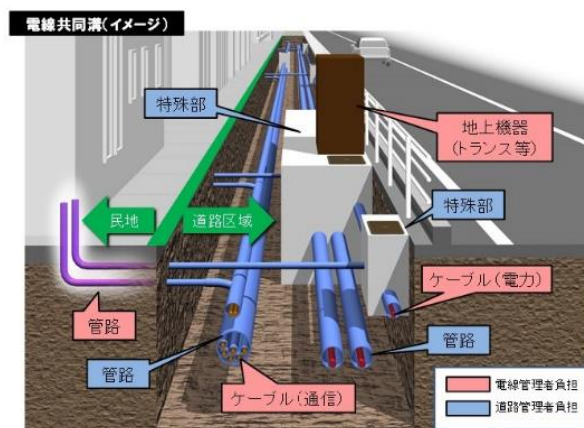


図1 電線共同溝の費用負担概要図（出典：国土交通省ウェブサイト）

② 迅速な事業実施

無電柱化事業の実施にあたっては、設計、本体工事のほかに、支障移転、占有手続きなど、関係事業者と多くの調整を要するため、整備が長期化する。調整と各種手続きを迅速に行うため、愛知県電線地中化推進協議会などを活用し、事業者間で綿密に調整して事業を迅速に実施する。

3) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、町民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により武豊町の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

4) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

なお、国道、県道等、武豊町が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

① 防災

電柱倒壊による災害の防止、及び情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、第二次緊急輸送道路である主要地方道武豊小鈴谷線（都市計画道路武豊港線）において無電柱化を推進する。

② 安全・円滑な交通確保

生活関連経路や乗降客数の多い知多武豊駅周辺、特に知多都市計画事業知多武豊駅東土地区画整理事業区域内において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。

③ 景観形成・観光振興

武豊町の玄関口である知多武豊駅前で現在施行中の知多都市計画事業知多武豊駅東土地区画整理事業区域内において、まちの顔にふさわしい景観整備を進めるべく、歩道の高質化等と合わせて無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

現在施工中である、第二次緊急輸送用道路の主要地方道武豊小鈴谷線（都市計画道路武豊港線）の道路拡幅工事、及び知多都市計画事業知多武豊駅東土地区画整理事業と一体的に整備を行うことで、無電柱化を推進する。

2. 無電柱化推進計画の期間

2021年度(令和3年度)から2026年度(令和8年度)までとする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

令和8年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

- ・ 町道 道崎第7号線（整備予定延長 0.34 km）



図2 無電柱化実施箇所

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

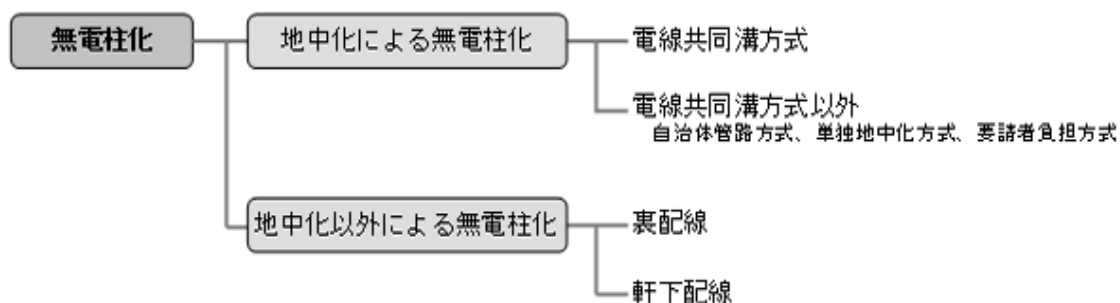


図3 無電柱化の整備手法（出典：国土交通省ウェブサイト）

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、電線管理者と協議のうえ、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式による整備の検討を行う。

② 自治体管路方式、単独地中化方式、要請者負担方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者と協議し、電線共同溝方式以外による無電柱化を検討する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

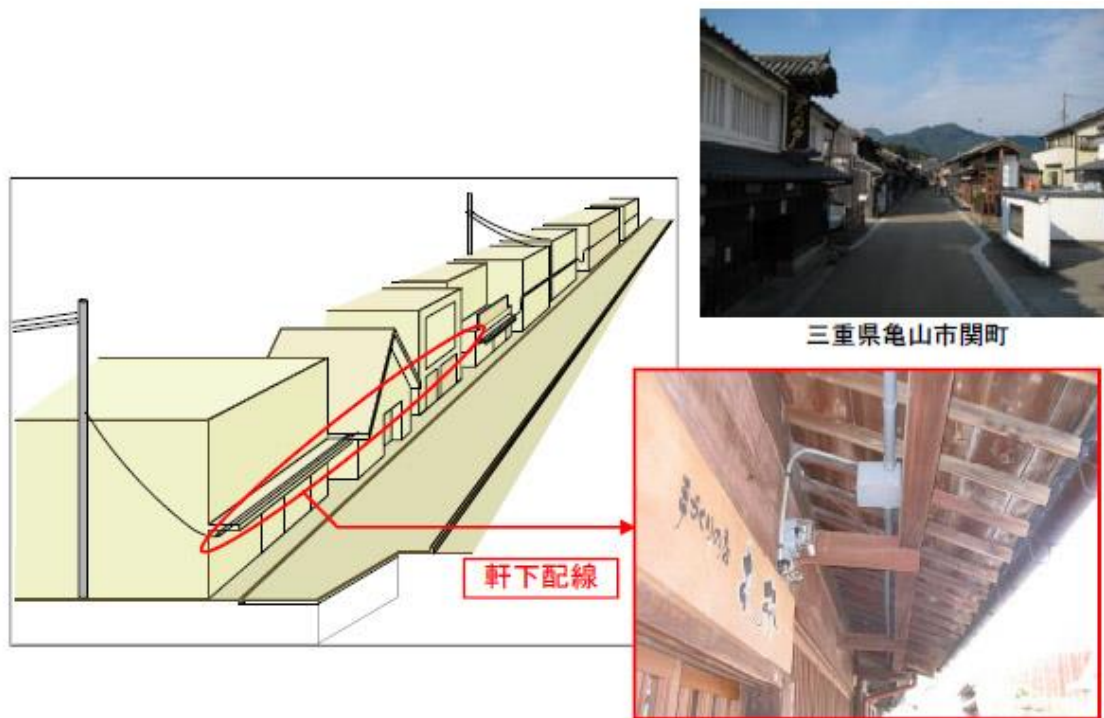


図4 軒下配線イメージ図（出典：国土交通省ウェブサイト）

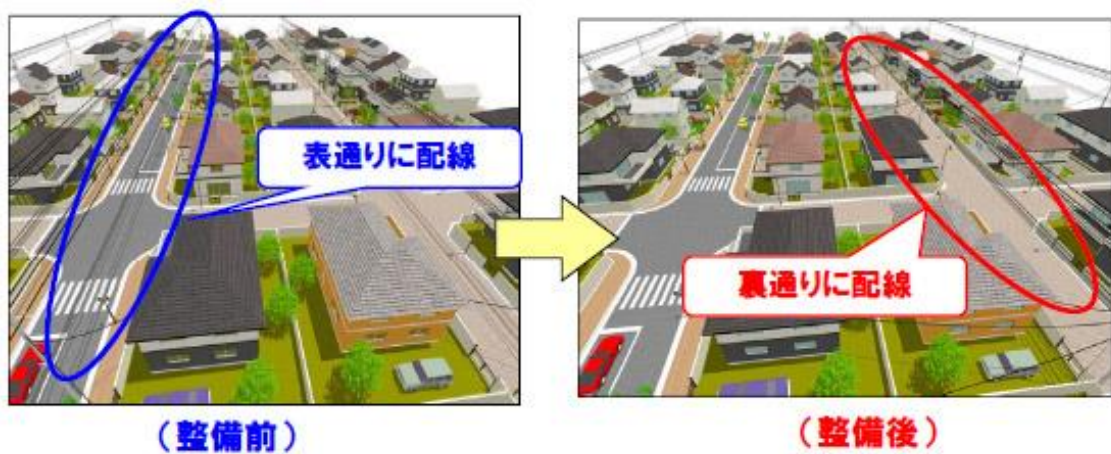


図5 裏配線イメージ図（出典：国土交通省ウェブサイト）

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

平成 25 年 6 月に道路法第 37 条が改正され、防災上の観点から重要な道路について、地震等の災害が発生した場合における緊急輸送路や避難路としての機能を確保するため、道路管理者が区域を指定して道路の占用を制限することができるよう措置された。

国では、平成 28 年 4 月より直轄国道の緊急輸送道路において電柱の新設を禁止する措置を開始している。

愛知県においても平成 30 年 1 月 15 日より、県が道路法に基づいて管理する緊急輸送道路（136 路線、約 1,524 km）について、電柱による占用の制限を開始した。

② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の占用の制限に合わせ、占用料の減額措置を検討する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる愛知県電線地中化推進協議会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

武豊町の管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設等の公有地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

また、無電柱化法第12条に基づき、道路事業及び市街地開発事業等が実施される際に、電線管理者と調整して無電柱化の検討を行う。無電柱化が実施可能な場合は、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請し、共同して効率的に無電柱化事業を推進する。武豊町においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する町民の理解と関心を深め、無電柱化に町民の協力が得られるよう、「無電柱化の日」を活かしたイベントを実施するなど、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、広報等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国（中部地方整備局）、愛知県と連携し、低コスト手法や施工事例、最新技術などをはじめとした無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、武豊町の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。